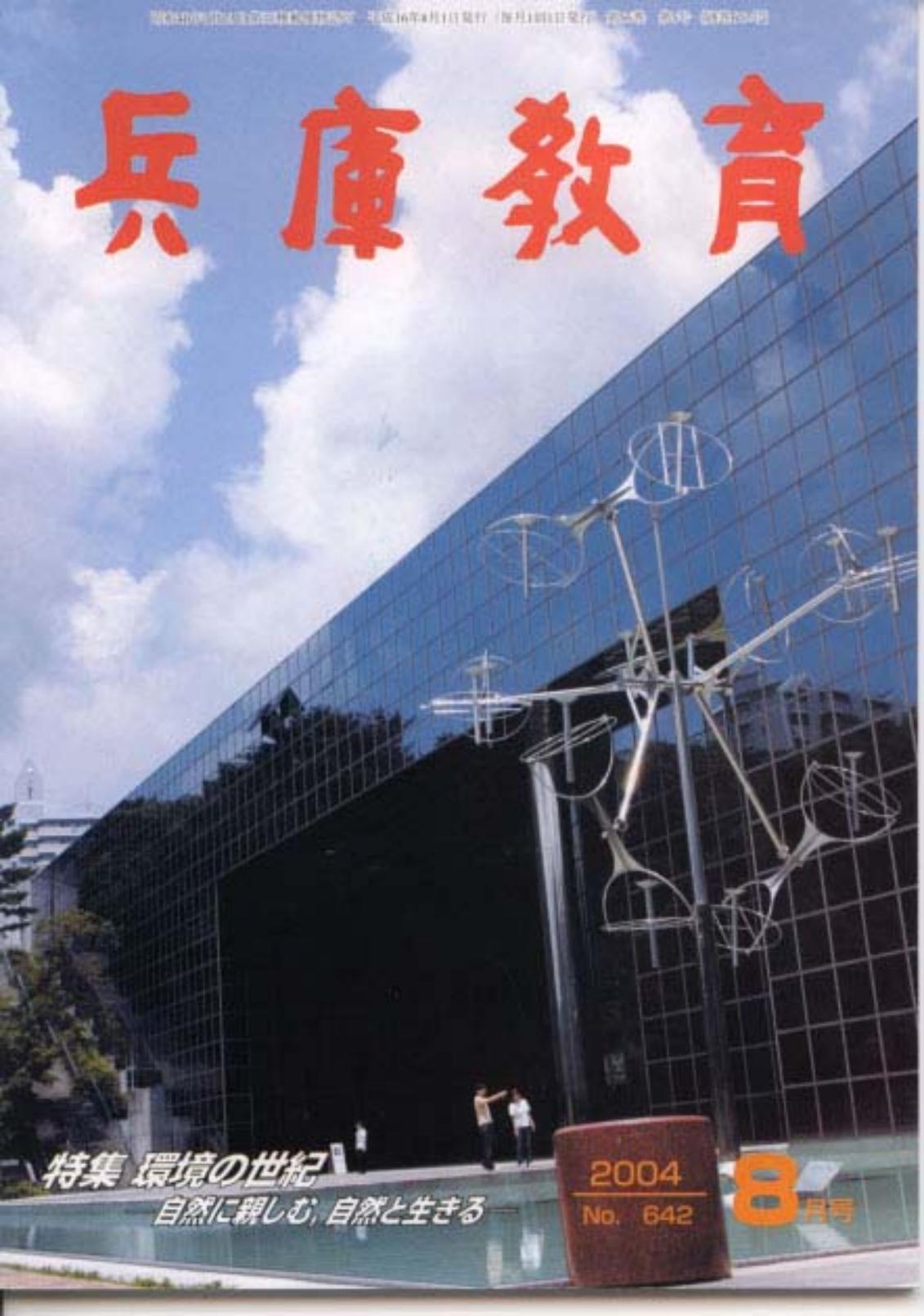


兵庫教育



特集 環境の世纪

自然に親しむ、自然と生きる

2004

No. 642

8

月号

これからの環境教育の展開



日本環境教育学会事務局長
甲南大学教授
たに くち ふみ あき
谷 口 文 章

（著者略歴）兵庫県立大学教員として、環境問題や環境教育についての研究を行っている。

これからの環境教育の展開を、法律では環境教育の枠組み、環境の定義では生態的環境、環境教育の目的では「心豊かな」教育の重視、価値教育としての環境教育の視点、統合的な環境教育学の必要性について述べる。

1 これからの環境教育の枠組み－「環境保全活動・環境教育推進法」の視点から－

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、2003年10月1日に施行された。教育に関して法律の強い規制を伴う場合には注意を払わねばならないが、今回の法律では、その点が緩やかであるため具体的な実施を行なう場合、主体的な環境教育が可能である。

この法律では、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育の推進が主たる柱となっている。主題の流れを整理すると、まず第一に環境教育の推進、そして第二に環境保全のための人材育成の具体化、その結果、第三に環境保全の意欲の増進が求められている。

従来、環境に関する法律や政策においては、「環境教育・環境学習」と並列され、前者が学校教育における環境教育、後者が社会教育における環境学習と概ね考えられてきた。しかし今回の法律では、環境教育の概念が広げられて、環境教育の項目の中に環境学習が含まれている点は注目すべきことであろう。もちろん環境教育において、フィールドを重視する環境学習は重要な自然体験の学習であることはいうまでもない。この環境学習 (environmental learning) では自然保护活動が中心となっているが、循環型社会の実現も視野に入れるとなると、広義の環境教育 (environmental education) が必要と考えられていると思われる。

これからの環境教育は、指導者も子どももそれぞれ主体性と環境保全の意欲を重んじながら、自然との「共生と循環の環境適合型社会」(兵庫県) の実現に向けて、共通の法的枠組みの中で推進されよう。その場合、環境教育は学校、行政、民間団体、企業、県民などとのパートナーシップで行なわれることになる。

2 環境の定義および環境教育の目的－生態的環境の視点から－

これからの環境教育は、「地球環境問題の解決のための教育」という狭義なものと考えてはいけないであろう。「21世紀は環境の時代である」とよく言われるが、実際のところ、「21世紀は環境と生命の時代である」と広く視野をとらなければならない。なぜなら「環境」は「生命」のための環境であるからである。すなわち、21世紀の「環境」が健全 (sound) であってこそ、人間を含んだ21世



紀の「生命」も健康（health）であるからである。

このように考えてくると、環境教育における「環境の定義」は生態的環境（ecological environment, J.J. ギブソン）であり、生命が関与する限りでの空間ということになる。

そして生態的環境の意義は、「健全な環境が健康な生命を育むことの自覚」である。なぜなら、現代、不健全な環境が不健康な命を産み出しているからである。例えば、有害化学物質がかつては水俣病などの公害を引き起こし、人々が病気となった。現代では、それらが環境ホルモンとして人々の健康をおびやかしている。この意味で、生態的環境における「環境と生命」をめぐって、これから環境教育のテーマは、従来のフィールドワーク、リサイクル、ゴミ問題、温暖化などだけでなく、人間が引き起こした深刻な諸問題、例えば有害化学物質による汚染、歴史的な公害問題の再評価、平和・人権・差別問題、そしてHIVなどのウィルス感染症もふまえた衛生環境も環境問題として取り上げることが必要となろう。そのように現在の日本の環境教育ではあまり取り上げられなかったテーマを課題とすることにより、国際的に通じる環境教育が実現できよう。

さらに、「環境教育の目的」は、次のように考えられる。環境教育は、まず「教育」であって心豊かな子どもの教育をめざす。そのような子どもが成長すれば、もし環境破壊や汚染が広がるとすると、居ても立ってもおれず「環境」を保全・復元・創造するために環境活動に主体的に参加するであろう。したがって、環境教育の成果目

標としては、「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」を身につけた若者が環境保全活動に主体的に「参加」（ベオグラード憲章、1975年）することになる。

こうして「これから環境教育」の目的は、生態的環境において感性豊かな心をもった若者を育てると同時に、持続可能な循環型社会の創造のために積極的に行動する未来の世代を育てることである。そして環境の範囲は、自然環境に限定されず、社会環境や心の環境も対象とする必要がある。そのようなすべての環境を結びつけるのは、生態的環境における「生命（いのち）」の教育であることが理解できよう。

3 価値教育としての環境教育－「生きる力」の視点から－

環境教育が「価値教育」である点は、他の教育一般とはちがう特徴をもつ。教育は一般に、一つの偏った価値を押しつけないことを前提としている。しかしながら環境教育においては、例えば多様な生物種を認めることは同時に、多様な価値を認めることとなる。この意味で、環境教育は一種の価値教育であり、多様な価値からどのような価値を選び取るかという教育でもある。したがって、「生きる」ために何が価値があるかを自ら考え、必要な価値を選択し、問題解決能力を身につけることができるようにする教育である。

こうして環境教育は、価値ある物事についての「『考え方』を考える」メタレベル（高次）の教育であり、それは「生きる力」を培うための「問題解決能力」につながる教育である。



主婦空手は主婦平安賀

ところで、新しい学習指導要領の実施に伴い2002年度から「目標に準拠した評価」が採用された。これは環境教育で行なってきた評価法と近いものがある。「総合的な学習の時間」は、一般の教科とちがってテーマ学習であること、自己評価による積極的参加、体験学習、問題解決能力の養成などが課題となる。「総合的な学習の時間」における環境教育の場合、目標に準拠した評価の方法がとくに適用しやすいであろう。なぜなら環境教育は、体験学習とともにポートフォリオや体験についてのプレゼンテーションなどによる評価を行なっていることが多いからである。

こうした評価は、相対評価ではなく質的な意味での「目標に準拠した評価」と「個人内評価」とが結合したものとなる。つまり、「評価の仕方」を評価する、「問い合わせ」が正しいかどうかを問う、「考えている自分」を考える等、「総合的な学習の時間」は自ら設定した目標に準拠した自己評価を含む、主体性を形成するメタレベルの教育である。そして、そのような教育のモデルと実践が、環境教育による「総合的な学習の時間」なのである。

したがって、環境教育が自然のフィールド学習として行なわれるときにこそ、「生命」について感じる生命（自己）を発見するであろう。その学習の原点と成果は、自ら設定した目標とそれに対する達成度の自己評価であり、達成感と自信につながるものである。言いかえるなら、環境教育は、目標達成のプロセスにおいて種々の価値から一つの価値を選択しながら「問題を解決する能力」を培う

とともに、それに裏づけられた自信を獲得することによって「生きる力」を養う学習なのである。

4 環境教育による循環型社会の創造—環境教育学の視点から—

「総合的な学習の時間」において主要テーマを体系的に考えると、「生命（健康・福祉）」と「環境」が目的であって、「情報（コンピュータ教育）」と「国際理解（英語教育）」は手段として位置づけられる。それらを統合した例を示してみよう。まず環境教育の目的である環境を主テーマとするなら、必然的に生命のテーマが表裏一体して生じる。それらをテーマとしつつ、手段として情報教育を行ない、さらに国際理解として英語を使ったインターネットの活用によって総合的に学習を進めることができる。この意味で環境教育を「総合的な学習の時間」において中心テーマとして実施することで、すべてのテーマが実施でき、それと同時に「目標に準拠した評価」と「個人内評価」によって子どもたちは自ら成長していくであろう。

上述のような例からすると、これからの環境教育においては「統合する原理」が必要であることがわかる。現在の環境教育の多くは、「総合的」ではあるが、そのコンテンツは統合化されていない。そこで、環境教育の方向づけを決める「環境教育の哲学」つまり「環境教育学」が要請される。もしこのような環境教育学が確立されれば、テーマをどのようにとろうとも、「環境についての問題」を問題とする」主体的な教育の諸目標は、必然的に循環型社会の創造へと収斂することになる。